

貨物自動車運送事業者等燃油価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 燃油価格の高騰により、事業経営に影響を受けた市内事業者に対して、安定的な経営の持続を図るため、予算の範囲内で、貨物自動車運送事業者等燃油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(支援金の交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象者は、次の各号に定める者とし、燃油価格の高騰などにより、経営に影響を強く受けている市内の貨物自動車運送事業者とする。

(1) 市内に住所を有する個人

(2) 市内に本店または本社を有する法人

(3) 前2号に定める者のほか市長が特に認める者

(支援金の種類及び交付条件)

第3条 支援金は、別表1に定める支援内容に基づき交付する。

2 支援金の対象事業者及び対象車両は、別表2に定めるものとする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表1に定める額とする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金を受けようとする者は、別表1に定める受付期間に、申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(支援金の交付等)

第6条 前条の規定による申請書を受理した時は、その内容を精査し、適当と認めたときは、市長は速やかに支援金を交付することとし、規則第19条により、交付決定の通知は省略するものとする。ただし、申請書の内容を不適当と認めたときは、交付できないことを通知しなければならない。

(返還請求)

第7条 支援金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）のうち、市長が別に定める交付条件のいずれかに抵触することが明らかとなったときは、支援金の交付を取り消すことができる。

2 前項の規定により給付金の交付を取り消された者は、市長が指示する方法により支援金を返還しなければならない。

(支援金の交付にかかる手続きの省略等)

第8条 この支援金の交付にかかる規則第11条及び第12条の規定による手続きを省略するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和7年4月1日から適用する。

(期間)

2 この要綱は令和8年3月31日をもって失効する。

(別表 1)

支援内容	支援金額	申請期間
燃油価格の高騰などにより、経営に影響を強く受けている市内の貨物自動車運送事業者に対して支援金の交付を行うもの。	【普通貨物】 1 台につき 38,500 円 【小型貨物】 1 台につき 19,500 円	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 6 月 30 日

(別表 2)

1 対象となる事業者(以下すべてに該当する事業者を対象とする)

①	佐世保市内に本店又は事業所を有する中小企業者(個人事業主含む。)であること ※中小企業者とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人をいう
②	令和6年4月1日以前から貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)で定める貨物自動車運送事業を営業しており、今後も事業継続の意思がある事業者であること
③	市税を滞納していないこと(または、市から納付の猶予を受けていること)
④	暴力団等に関与していないこと

2 対象となる車両(以下すべてに該当する車両を対象とする)

①	令和6年4月1日以前から事業用として使用(稼働)しており、以後も継続して使用(稼働)している車両 (ただし、買替等を行っている場合には、個別に審査します)
②	自動車検車証の使用者住所が佐世保市内である車両
③	用途が貨物である車両
④	道路運送車両法による 普通自動車 小型自動車 ※霊柩車および2輪車は除く
⑤	事業用である車両
⑥	燃料の種類が、軽油 または ガソリンである車両
⑦	自動車検査証の有効期間の満了する日が申請日時点で有効である車両